

令和3年度 法人本部実績報告

(監事監査)

令和 3年 5月28日 令和3年度監事監査  
(令和2年度決算・令和2年度事業報告)

(理事会)

令和 3年 6月 4日 令和3年度第1回理事会【書面決議】※  
(令和2年度決算・令和2年度事業実績・職員宿舍工事に伴う入札・職員宿舍整備計画の変更・役員候補者の推薦・評議員選任・解任委員の選任・評議員選任・解任委員会の開催・諸規定の改正・定時評議員会の開催)

6月19日 令和3年度第2回理事会【書面決議】※  
(理事長の選任・業務執行理事の選任・苦情処理解決第三者委員の選任・基本財産の担保提供承認)

11月20日 令和3年度第3回理事会  
(令和3年度第1次補正予算・職員宿舍整備計画の完了・職員宿舍整備計画に係る契約・金銭消費貸借約定書の締結・評議員会の開催)

令和 4年 2月19日 令和3年度第4回理事会【書面決議】※  
(令和3年度第2次補正予算・令和4年度予算・令和4年度事業計画・定款変更・施設長退任及び就任・契約の締結・評議員会の開催)

※新型コロナウイルス感染防止対策による

(評議員会)

令和 3年 6月19日 令和3年度第1回評議員会(定時)【書面決議】※  
(令和2年度決算・令和2年度事業実績・社会福祉充実計画の承認・役員候補者の選任・職員宿舍整備計画の変更・基本財産の担保提供承認)

12月 4日 令和3年度第2回評議員会  
(令和3年度第1次補正予算・職員宿舍整備計画の完了・金銭消費貸借約定書の締結)

令和 4年 3月 5日 令和3年度第3回評議員会【書面決議】※  
(令和3年度第2次補正予算・令和4年度予算・令和4年度事業計画・定款変更・施設長の退任及び就任)

※新型コロナウイルス感染防止対策による

## 令和3年度 介護老人福祉施設サンリバー 事業報告

### 1、運営目標「感染対策の徹底」に向けた取り組み

#### ○感染対策備品、衛生用品等の備蓄

入手困難を想定した感染対策備品、衛生用品等の備蓄については以前に品薄となったマスク、消毒液は概ね6ヶ月まで備蓄が完了しました。代替品となった手袋、オムツなどの衛生用品等は3ヶ月程度の備蓄となりました。収容スペースの確保も難しく、大量の備蓄を消費しながら保管するためには、宿舍の倉庫などを活用し一層の整頓作業が必要と考えられます。さらに感染状況とは別に、原料不足、原油高など社会情勢を理由とした値上げ、遅延も今後想定されることから、引き続き、備蓄を増やし不測の事態に備えていきます。

#### ○感染拡大防止に関する施設内研修の実施

新型コロナウイルスに関する研修は全体で年1回のみ実施しましたが、日々の啓発活動が最も重要であることから、感染対策委員会を中心に施設内各所の啓発ポスターの掲示、個別に防護服着用訓練、感染者発生時のシミュレーションなど、業務の中で時間を見つながら実地研修に取り組むことを行いました。今後も、研修のかたみにこだわることなく、業務の中で自然と研修が行える環境を目指し取り組んでいきます。

#### ○新しい生活様式を取り入れた施設サービスのガイドライン作成

令和3年度も変異株の流行により緊急事態宣言等が長く発令されていたため、屋外、集団活動は自粛されました。その間、タブレット端末の増台や動画配信サービスの充実を図り、様々なコンテンツを活用することで映像と職員によるレクリエーションなどの新しいレク活動が行われました。対面での家族面会は最も感染者数が下がった秋期に1回のみでしたが、年間を通してリモート面会を実施することができました。また3回目のワクチン接種が利用者、職員ともに速やかに済んだことから年度末に数日に分けて花見外出を少人数で実施しました。引き続き、これまでの経験を踏まえ、感染対策を講じつつ新しい生活様式を取り入れた施設サービスを行っていきます。

### 2、令和3年度事業実績

#### ○新型コロナウイルス感染防止対策について

上記のとおり、令和3年度も緊急事態宣言等が長く発令されていたため、施設内活動の多くは自粛いたしました。令和2年度に比べ一層感染が身近になってきており、感染者が何時現れても対応できる環境、体制作りを重点をおきました。主な対策として日々の消毒、清掃作業を強化するため作業専任職員を2名増員しました。居住スペースは当然ながら出入口付近、階段、休憩室など毎日消毒、清掃する体制としまし

た。消毒作業を頻回に見せることで他の職員への啓発にもつながりました。さらにサーマルカメラの設置、公用車内、施設内各所の様々な箇所に消毒液を設置し日々の啓発活動も重点をおきました。

令和 3 年度は幸いにも施設内で感染者は発生しませんでした。今後も油断することなく終息するまで緊張感をもち励みたいと考えております。

#### ○技能実習生宿舍の整備

令和 3 年度に外国人技能実習生の増員に備え職員宿舍(10 戸)を施設北側駐車場に整備しました。残念ながら年度内の入国は困難となりましたが、現在(令和 4 年 5 月 6 日時点)では無事に 5 名の入国が済んでおり、これより配属前研修を経てから配属となるため、6 月には計 8 名が宿舍での生活を開始します。

#### ○設備修繕の実施

令和 3 年度に人材確保等支援助成金を活用して、開設時から使用してきた寝型機械浴槽を寝型機械浴(シャワータイプ)に入替しました。浴槽タイプからシャワータイプに変更したことで湯の取替がなくなるため、一人にかかる入浴時間が短縮され、洗体、すすぎが機械浴内で行われることにより、職員は洗髪、汚染しやすい箇所を重点的に洗うことで介助を終えることができ、負担軽減にもつながりました。

#### ○総括

令和 3 年度の稼働状況は特養、ショートステイ、デイサービス事業ともに前年度並みの稼働率となりました。居宅介護支援事業は職員の減員に伴い 15%程利用者が低下しました。危惧された新型コロナウイルス感染流行の影響も少なく終えることができました。

令和3年度 高齢者複合福祉施設スマイルコート黒田 事業報告  
事業目標「感染対策の徹底」

介護付有料老人ホーム・短期入所生活介護事業

1、介護部

- ・室内換気やケア時の手洗い、職員出勤時の検温やマスク着用の徹底に努めました。
- ・利用者様の食事の際の手指消毒や、手洗い時のタオルは共用しない等、感染が拡大しないように配慮しました。
- ・体調不良時や身近な感染者出現の際には、迅速な連絡と状況把握に努め、早目の休暇・療養・勤務変更等、的確な対応を心掛けました。

2、看護部

- ・利用者様及び職員のマスク着用の徹底に努めました。
- ・利用者様が外来等を受診後は、利用者様・同行職員は手洗い・うがいを行い、マスクはその都度交換するようにしました。
- ・検温は、1日1回、必ず実施し、その際に37度以上の場合は、酸素飽和度の測定を徹底しました。
- ・器材はオートクレーブを用いて滅菌処理を施し、医務室の机・ドアノブ等は、除菌剤による拭き掃除を徹底しました。

3、事務部

- ・来訪者への対応として、入室時の検温と消毒を徹底しました。
- ・共有スペースのテーブル、イス等の消毒と、ロビー・階段等の換気に努めました。
- ・加湿空気清浄機やアクリル板等の設置を行い、施設内の感染防止に努めました。

デイサービス事業

- ・日頃から利用者様の健康状態や体調変化に留意し、感染症対策の研修や勉強会に参加し、職員間で連携し、感染防止に向けて取り組みました。
- ・送迎車に乗降の際には検温、手指消毒、マスク着用を徹底し、感染源を持ち込まないように努めました。
- ・室内には空気清浄機やアクリル板等を設置し、ソーシャルディスタンスの確保やケア前後の手指衛生の励行、室内・車内の消毒・換気、共有物や手すり等の消毒を行い感染症対策に努めました。

高齢者向け優良賃貸住宅事業

- ・入居者様に対し積極的な声かけ・挨拶を行い、コミュニケーションを図るとともに、体調の把握に努めました。
- ・共用部分の廊下等は、窓を開けて換気を徹底しました。

## 令和3年度 児童養護施設「宇宙」 事業報告

令和3年度 法人目標「感染対策の徹底」のもと、児童養護施設「宇宙」として、下記の方針を掲げ、目標に向けて取り組みを実施しました。

### 1. 感染対策の徹底

(1) 新型コロナウイルス感染症を未然に防ぐため、施設長を「感染防止管理者」と定め、入所児童、職員の感染防止対策を図りましたが、職員3人、入所児童14人（男子ユニット3人、女子ユニット7人、幼児ユニット4人）の感染者が発生しました。その間は、外部との接触を避け、施設内においても感染した児童は居室を分けて生活するようにしました。また、食事とおやつは、密を避けるため各自居室にて摂るようにし、現在も継続中です。

なお、新型コロナワクチン接種につきましては、対象年齢が拡大されて以降、保護者の同意が得られた入所児童から順次進めています。

① 感染症から入所児童を守るため、対応マニュアル及びフローチャートに基づき、職員全員が感染症の疑いの段階で積極的に素早い対応が行えるよう感染防止に努めました。また、濃厚接触と判断された職員（1人）に対しては出勤停止などの措置を行いました。

② 厚生労働省から発出された新型コロナウイルス感染予防対策について、各階の掲示板に正しい手洗いの仕方やマスクの着用等掲示するとともに、事務所では緊急事態措置の注意喚起を掲示し、朝礼や職員会議を通じ予防対策や自己管理の徹底を図りました。

③ 本来、児童養護施設の役割は入所児童の家庭復帰であり、面会・外出・外泊を積極的に推進するところではありますが、愛知県において緊急事態措置が発令された段階で、外出、外泊は自粛していただくよう令和2年度と同様に保護者宛に文書を発送しました。

また、関係児童相談所へも同様に文書にて施設の自粛対応を周知しました。併せて、入所児童にも3密が回避できない場所への外出は自粛するよう、全員を集め周知徹底を図りました。

- ④ 面会保護者には、面会時は4人以下と制限し、来設時には当日及び1週間以内の健康状態のチェック表の提出と当日の検温・手指の消毒・マスクの着用等感染防止の対策を徹底し、面会場所の学習室に直接外側から出入りいただくようお願いしました。

なお、当日の検温で37.5℃以上あった場合には、面会をお断りする措置についても継続中です。

- ⑤ 関係児童相談所の福祉司には、緊急以外の面会等は自粛をお願いし、必要に応じてオンライン面接での対応をするなど感染対策を図りました。

また、やむを得ず施設に出入りする場合は、マスク着用及び手指の消毒、検温の実施とともに、来設者一覧表の記入をいただく等来設者の特定と予防対策の徹底を図りました。

- ⑥ 物品等の搬送や宅配業者等については、原則、玄関の外で受領するようにしました。また、やむを得ず施設に出入りする場合は、⑤同様の予防対策を講じました。

- ⑦ 入所児童や職員が常に触れる玄関扉や事務室入口のドアノブは、アルコールで随時拭拭するとともに、各ユニットにおいても同様の対応を職員に指示し、感染防止に努めました。

- (2) 感染対策用備品等の購入について、大人・子ども用マスク及び手指消毒薬など多くの寄贈をいただきました。また、購入困難になることも想定し、日頃から在庫の確認に努めました。

感染した児童に対応するための防護服やゴーグル等については、中央児童相談所から支給を受けましたが、施設においてもこれらの備品等の購入を積極的に進めました。